

第四次地域管理経営計画書（案） （庄内森林計画区）

（第一次変更計画）

計画期間 { 自 平成 2 5 年 4 月 1 日
 至 平成 3 0 年 3 月 3 1 日 }

（第一次変更 平成 2 7 年 3 月）

東 北 森 林 管 理 局

【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第6条第9項の規定に基づき変更するものである。

- 1 民有林と協調した森林整備等を推進するために森林整備推進協定を締結し森林共同施業団地を設定したことから変更する。
- 2 主伐・再造林による森林吸収源対策を推進するため伐採総量及び更新総量を変更する。
- 3 更新総量の変更に伴い保育総量を変更する。

【変更項目及び頁】

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

- (3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項 ……1
- (4) 主要事業の実施に関する事項 ……………1

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

③ 民有林と連携した施業の推進

森林共同施業団地

箇所数	面積 (ha)	
	国有林	民有林
2	797.19	1,062.29

(4) 主要事業の実施に関する事項

① 伐採総量

単位：m³

区 分	主伐	間伐	臨時伐採量	計
計	314,356	129,202 (1,549)	20,000	463,558

注1) () は、間伐面積(単位：ha)である。

注2) 臨時伐採量とは、事業の支障木や被害木など、あらかじめ箇所ごとの伐採量を見込むことが困難なものである。

② 更新総量

単位：ha

区 分	人工造林	天然更新	計
計	500	53	554

③ 保育総量

単位：ha

区 分	下 刈	つる切・除伐	計
計	881	166	1,047

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。